

# マンション長寿命化促進税制の運用改善(申告主体の追加)

- 現行制度では、本税制特例(固定資産税額の減額措置)の適用にあたっては、当該マンションの各区分所有者(納税義務者)からの申告書の提出が必要とされている。
- 今般、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができることとする見直しを行う。
- なお、本見直しの施行後においても、マンションの区分所有者が固定資産税の減額措置に係る申告書を提出して特例の適用を受けることは従来どおり可能であり、本見直しにより妨げられるものではない。

※ 令和7年4月1日施行

